



終盤国会の争点 -皇室典範・国旗損壊罪など-

▶▶▶詳細は裏面へ

国政の動き

4月以降の国会では法案審議が本格化し、政府のインテリジェンス(諜報)機能を強化する「国家情報会議設置法」、OTC類似薬を一部保険適用外とする「健康保険法等改正」、成年後見制度を使いやすいとする「民法等改正」、外国人の在留関係の手数料を大幅に引き上げる「入管法等改正」が成立しました。

6月5日には中東情勢をうけて予備費を3兆円積み増す補正予算が成立しました。

高市首相は6月15日から17日まで、フランスのエビアンで開かれたG7サミットに出席しました。ウクライナ・中東情勢、エネルギー安全保障、AIや重要鉱物のサプライチェーンなどが主要な議題となりました。



活動報告(4/13~6/25)

爽やかな気候で過ごしやすい季節となり、「一之江駅西口春まつり」「清新町臨海町ふれあいまつり」「南葛西ふるさとまつり」「鹿骨区民館まつり」「南江戸川ふるさとまつり」など、様々なイベントにお伺いしました。「かさいこども食堂マルシェ」では販売のお手伝い、「つながるフェスタ」には運営スタッフとして関わる中で、皆さまと色々なお話をさせていただき、多様性や支え合いの大切さを改めて実感しました。

5月13日は政治団体Polaris(ポラリス)のYouTube

ライブに出演し、憲法改正・再審法改正・日本国旗損壊罪についてお話ししました。アーカイブ録画もありますのでお時間ありましたらぜひご覧ください！

毎月タウンミーティングや懇親会を開催し、最近の国政等についてご報告した上、皆さまのご意見をお伺いしています。また、国の政治を身近に感じていただくため国会見学会も行ってまいります。詳しくは公式LINEでお知らせしていますので、下のQRコードから、是非ご登録をお願いいたします！

「チームしばかつ」メンバー大募集

柴田かつゆきへの応援をお待ちしております！
まずは公式LINEで「しばかつ」最新情報を受け取っていただくだけでもうれしいです！！後援会やボランティアへのご参加も募集しております。

公式LINE



X (Twitter)



特別国会の会期末(7月17日の予定)まで1ヶ月足らずになりましたが、6月25日時点でいくつかの重要法案が争点になっています。

【再審法改正】

政府提出の再審法改正案は衆議院で可決され、参議院で審議中です。この政府案は、証拠開示の範囲が限定的であること、再審開始決定に対する検察官の不服申立を認めていることなど、**えん罪被害者の早期救済という目的には不十分**な改正にとどまっています。

【副首都法案】

自民党と維新の会は「副首都」関連法案を提出しました。東京が大規模災害にあった場合に備えて首都機能の代替策を用意しておくことは必要です。しかし**特定政党の政策(「大阪都」構想)を後押しすることが主目的になっていないか**、厳しく見ていく必要があります。

【衆議院の定数削減】

自民党と維新の会は、衆議院の定数(小選挙区289 比例176)について、今後1年以内に選挙制度協議会で結論が得られなかった場合には、比例代表のみ45議席削減する法案を提出しました。**比例代表は少数意見や新しい政治勢力の声を国会に反映する仕組みであり、安易に削減すべきではありません。**

【国旗損壊罪】

自民・維新・国民・参政の4党は、日本国旗の損壊等を犯罪として処罰する法案を提出しました。国旗を大切に思う国民感情は尊重すべきですが、公的な場や他人の家での国旗損壊にはもっと重い罪(器物損壊罪)が既に存在しますので、この罪は**自己所有の国旗の損壊等を主な対象とするもので、そこまで犯罪として処罰す**

る必要があるか、よく考える必要があります。

外国国旗損壊罪とのバランスという意見もありますが、この罪は外国とのトラブルや紛争を防ぐためのもので、日本国旗にそのような事情はありません。社会通念上相当と認められるものは対象外として表現の自由などを不当に侵害しないよう留意する、とのことですが、**処罰範囲が不明確で、芸術的表現や抗議活動など表現の自由として認められるべき行為も、犯罪とされるリスクを恐れて取りやめることが一般的になり、結果的に表現の自由が過度に制約されることが予想されます。**

【皇室典範改正】

衆参両院の正副議長は、皇族数の維持のために、**①女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する案と、②旧皇族の男系男子を養子として皇族に迎える案**を妥当とする「立法府の総意」を首相に提出しました。政府は今国会中の法案提出・成立を目指しています。

2005年の有識者会議では、女系や女性の天皇も認めるべきとしていましたが、今回の「立法府の総意」は、今上天皇→秋篠宮皇嗣→悠仁親王の皇位継承は変更しないことを前提として、現行の皇室典範のうち、天皇は男系男子に限る、女性皇族の配偶者や子は皇族とならないといった条文は改正しないため、**将来さらなる改正を行わない限り、①で皇室に残った女性が天皇になることはなく、悠仁親王に男子が生まれない場合には②の養子の家に生まれた男子が天皇になると考えられます。**

天皇の地位は日本国民の総意に基づくものです(憲法1条)、この点についても国民の十分な理解と納得が必要です。

終盤国会の争点は、どれも数の力で急いで決めるべきことではありません。ぜひ皆様のご関心をお寄せください。

柴田かつゆき プロフィール

1968年10月生まれ。開成中高・東大法学部卒
「困っている人を、助けたい。」との想いから弁護士となり、今年で31年を迎える。司法研修所刑事弁護教官、第二東京弁護士会副会長などを務めた。刑事事件の弁護人などの経験から国会議員を志し、2024年10月の衆議院選挙で初当選。2026年2月には落選し、次回選挙を目指して活動中。政治信条は「社会保障立国」「利権より人権」「トリクルアップ経済(「下から」の経済成長)」

編集後記～スタッフSのひとりごと

GWを過ぎ、各地で運動会や学園祭が開かれている。私にとってそれらは、練習の成果を発表し、仲間と作り上げた催しを多くの人に楽しんでもらう大切な学生生活の一大イベントだった。そんな中、先日、柴田の母校である東京大学で学園祭初日が中止となった。学生たちが時間をかけて準備した企画や来場者との出会い、青春のひとつが奪われただけでなく、暴力や威圧によって言論と交流の場まで失われたことは決して許されない。自分と異なる意見にも耳を傾け、問いかけ、確かめ合いながら、理解を深める姿勢こそ今求められている。

◀◀◀公式サイトはこちらから



〒134-0091

柴田かつゆき事務所

東京都江戸川区船堀1-4-10 第2乙女屋マンション 604

TEL 050-8886-1651 / MAIL office.kshibata@gmail.com